

秩父市農業委員会告示第7号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定める。

平成29年3月23日

秩父市農業委員会

会長 新井 徳 弘

区 域	下限面積
大田（太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘）	30アール
別所	20アール
尾田蒔（寺尾、蒔田、田村）	
久那	
吉田（下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部）	
中央（別所を除く。日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、大宮）	
原谷（大野原、黒谷）	
高篠（山田、栃谷、定峰）	
影森（上影森、下影森、和泉町）、浦山	
大滝（大滝、中津川、三峰）	
荒川（荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野）	